

第3回 「(仮称)生物多様性ちば県戦略」専門委員会 (H18.12.18) 議事要旨

【議題1】 環境保全等に係る取り組み事例について

1 事務局説明

資料2及び3により、NPO及び企業の取り組み事例について説明を行った。また、県農林水産部みどり推進課から里山保全の取り組みについて、県県土整備部河川計画課から印旛沼の環境保全の取り組みについて、県立中央博物館からフィールドミュージアムの取り組みについて、市川市環境清掃部自然環境課から自然環境保全再生指針の策定について、それぞれ説明を行った。

2 審議

●羽山委員 里山条例の目的条項の中に生物多様性の確保といった文言が含まれているのか。生物多様性が確保されていくことをどうモニターしているのか。再生させるべき里山がどの程度あり、それを何年ぐらいの間にどれぐらいの事業量でやっていく必要があるのか。それに対応する活動団体がどの程度必要と予測しているのか。

●みどり推進課 前文は、人と自然との営みが調和しつつ維持されてきた里山は県民にとってかけがえのない貴重な財産である、こうした里山は多様な生き物の宝庫であるとともに云々と触れている。また、目的に、環境保全機能の持続的な発揮が謳われている。荒れている里山、生物多様性が低下している里山を、みんなで手を合わせながら整備していくのが基本で、それによって生物多様性がよみがえるという理念的なものがある。

はっきりつかんでいる数字はないが、森林は、千葉県に16万ヘクタールほどあるが、その1割として1万6,000ヘクタール。そういう荒れたところに産廃とかが捨てられて、ますますひどくなっていく。今後どのようにしていくかは、例えば地域の市町村を中心としてNPO、農協とか、いろいろな団体、あるいは地元の企業を含んで、自分たちの地域をどのようにしていこうかと話し合っただけを促進していきたい。現在、里山活動を行っている団体は県内に100団体ぐらいあるとつかんでいるが、そういった活動団体が地元地域から情報発信することによって、里山活動が広がりを見せ、団体の育成に繋がると思う。

●大澤会長 市民と一緒に協力してやっていくときに、100以上あるNPOとの関係をどのようにつなげているのか。あるいはどうサポートしているのか。センターが相談の窓

口になっているそうだが、具体的にどの程度の相談案件があるのか。

●みどり推進課 里山の条例の主体は県民ということで、県民の皆さんが里山活動を行うに当たってボランティア団体を組織して、その幾つかの里山活動団体が中心となり、団体の活動を支援するとともに、里山活動への参加を促進するために、ちば里山センターが発足した。ちば里山センターの会員は60団体ぐらいあるが、里山に入ったことがない方々が結構多く、そういった方々の技術的な指導とか、ネットワークづくりが主体で、里山に対する講習会とかフェスティバル等を行いながら活動の支援や啓発を進めている。これまでは行政がかかわっていたが、協力体制は変わらないものの、経費の面での自立を目指した検討を進めていくこととしている。相談件数は、年間100件近くあると聞いている。

●長谷川委員 幾つかの流域区分ごとに流域の懇談会というような形で整備されていると思うが、その流域ごとに課題があると思うが、その全体像についてどう進めているのか。

●河川計画課 それぞれの流域ごとに河川整備計画を策定中。その中で、治水・環境を含めて懇談会を開催しながら策定している。数については今手元にないが、印旛沼も手賀沼・印旛沼・根木名川圏域、ということで策定中である。

●長谷川委員 利水という面で農業用水とか工業用水とかとの関連性に関しては、目標の中では特に述べられていない。その点で農業の用水路との関係で、利水との接点というのは非常に重要になると思うが、その辺がみえていないところが気になる。今後千葉県河川流域の行動計画の点でもやはり農業との水のやりとりの部分が焦点になるかなと思う。

●河川計画課 確かに目標の中に農業関係及び利水に関するものは入っていない。今、長期構想を立てる作業中なので、これらを目標にどう取り入れていくか議論してまいりたい。ただし、概要版5ページ、4つの目標から7つの観点、対策メニューと広がっていくが、その中で水質を改善する取り組みの面源負荷発生量の削減のところ、環境保全型農業の推進を図っていこうということで農業を位置づけている。5つの重点施策の中でも「環境にやさしい農業を推進します」ということで取り入れている。

●吉田委員 印旛沼について、洪水時に花見川を流して東京湾側に流すという話があったが、そういう時期は年どのぐらいあるのか。国土交通省の利根川の整備計画では、利根川放水路をやめて、そのルートで洪水を排水するという計画が出てきている。相当泥もたまっていると思うが、それが東京湾側に流れてくることによる影響は調査されているのか。

●河川計画課 印旛沼、現状の洪水時にどのぐらい吐いているかは、年に数回と記憶している。ただ、年に10回程度、流動化を目的として大和田機場から東京湾に流している。

また、現在国で、利根川の整備計画基本方針でおよそ 1,000トンの洪水について印旛沼を活用することが決まっている。基本計画を現在策定中だが。環境の影響については、濁水とかいろいろ影響があるかもしれないというところで、これは国の方でも調査・検討中と聞いている。

●親泊委員 里山の件で、民間の私有地の土地所有者との締結は、そういう方たちが率先して協定を結びたいということでされたのか。何件ぐらいあるのか。

●みどり推進課 今までの里山の土地所有者と里山活動団体とのかかわりというのは、率先してということでは必ずしもないと聞いている。里山条例ができたときに、モデル事業として県有林を活動団体に提供して、それを契機として広めた。土地の所有者も自分の土地を整備してもらいたいが不安もあるようだ。そういう状況を考慮して、里山情報バンクを創設して、県が間に入り、土地の所有者に市町村や森林組合を通じて説明をして、整備を希望する土地所有者を募り、情報を登録して公開している。協定の認定件数は、現在60件である。

【議題2】 タウンミーティングにおける意見の概要について（中間報告）

1 事務局説明

資料4により、タウンミーティングにおける県民の意見の概要の中間報告を行った。

2 審議

●大澤会長 今の様子を伺うと、この戦略が非常に重要な役割を担うことはよくわかる。いろいろ個別的な問題を市民の方々の意見の交通整理をして、どういう方向へ向けるのだというきちっとした戦略が立たないことには、それぞれの個別の対応を誤るおそれがある。

【議題3】 提言の構成案について

1 事務局説明

資料5により、提言構成案について説明を行った。

2 審議

●大澤会長 第2章については、空間的なスケールと同時に時間的なスケールも加味した方がいい。第3章の2で歴史と環境変化ということが出てくるので、特に千葉県を想定した書き方でいいと思うが、それを入れた方がいい。

●吉田委員 第3章の自然環境の特色のところ、利根川と手賀沼、印旛沼、そのあた

りのつながりの、もともとの香取の海からスタートして、利根川が東遷して現状の形になってきてというあたりを入れてほしい。

●大澤会長 第3章の初めに一般的な千葉県の概況を説明するより、戦略を念頭に置いて、県土を人とのかかわりでどういう地域に区分するかという視点が必要だ。それは1と2と両方にかかわる内容だと思う。流域圏というか、主要な河川とか面している海の種類によって問題点が違うと思う。一般的な話ではなくて、戦略を念頭に置いた県土区分。それが、例えばプロジェクトともかかわってくる。

第3章の3の生物多様性の変貌で、種の絶滅と遺伝子の消失、次がいきなり外来種だが、生態系の変質、劣化があって、その結果として外来種、移入種が入ってくるという視点が大事。一般的に外来種をこういう挙げ方をするよりは、人間の営みによって環境が変化して、その結果として外来種が増えるという視点は明確にした方がいい。それから意図的な、侵略的な外来種を不注意に放してしまうという問題も、どちらかといえば人間とのかかわりで、一般的な生物多様性の変化という枠組みではないと思う。

●田畑オブザーバー 自然環境の変化のところのウのところ、地球温暖化と異常気象、地形変化とあるが。広くとらえて物をいった方がいい。

●大澤会長 それから、(3)の人々の生存の危機で、アのところは自然資源か何かにした方がいい。化石燃料とかもあるから。イのところの身体、精神というのは、文化とか生活とか、そういうタイトルの方がいい。

●中村委員 タウンミーティングなどで農薬の問題があったが、人々の生活、生存ということにおいて、直接的な健康被害というのもタウンミーティングなどで随分出てきたので、こういう項目を提案した。

●大澤会長 その辺はちょっと難しい。公害的な内容をどうするのかみたいなことともかかわって来ると思う。

●中村委員 今までは公害の対応というのは大気汚染が、大気の状態という物理的なもので対応すると。それから水質もそうだ。生活する人にとっては自分たちの体の問題を考えながら、生物多様性の中でぜひいろいろと扱ってもらいたいという要望はあった。その辺をどう触れるのか、項目立ては考える必要がある。

●大澤会長 室内大気汚染とか人の病気みたいなところに入り込み出すと、人も生物だからという発想もあるとは思いますが、ここではそこまではみなしていないような気がする。

●吉田委員 人の健康までは広げ過ぎかもしれないが、農薬の問題などでも、野生生物

への影響、食物連鎖を通じて猛禽類などに影響とかあるから、項目としてはあってもいい。書き方として生物多様性にふさわしいような書き方をすればいい。

遺伝子の消失というのは、遺伝的多様性の消失とかにした方がいい。外来種・移入種が中ポチで出てくるが、かつては環境省などは移入種といていたものを、生態学会などは外来種で統一した。必要なら、括弧して移入種とすることでいいのではないか。

●大澤会長 農薬の生物影響は、(2) のアの生息・生育地の破壊とかそういうところの方が。

●長谷川委員 タウンミーティングに参加したときの印象としては、生き物を大事にする前提として、健康に暮らしたいということが切実に語られていた。ちょっとどぎつい表現かもしれないが、このままでいった方がいい。

●親泊委員 実効性とか自主的な実施体制の法整備とか、やはり人間とのかかわりというか、サブではなくて、対等に人間の部分に入ってこないと、すそ野まで広がらない。だから、この部分だけでなく、ほかの部分でもどうやってそれを入れ込むのか。実際に人間が自然との対処の仕方の中で、迷信、タブー、慣習とか、社寺林がなぜ都会に残ったか。そうすると、かなり文化的なものも入れ込まないといけない。

●大澤会長 そういう意味では、先ほど例に挙げたこととニュアンスが違う。先ほど例に挙げた話だと、例えば人の身体被害を防ぐために生物を排除しなければいけない、ということも入ってくる。要するに人の生存と生物の生存を天秤にかけるといったら極端だが、そういうことが問われるような場面が恐らく出てくる。だから、余り生物多様性そのものの脈絡の中で人の健康被害とかを入れ込むのは難しいのではないか。

例えば、いろいろな病原菌とか感染症の問題とか、そういうのももととはといえば生物に発している。その辺をきちっと仕分けできて記載できるような形の人の取り上げ方というのが、今の親泊さんの意見のような形を工夫する必要はある。

●中村委員 そのとおりだが、例えば、鳥インフルエンザとか、狂牛病とか、エイズもアフリカのサルのがんが人間に来たとか、そういう問題は人間の健康に直接来ている。自然環境が損なわれると人間の身体的な不健康度が上がる、精神的な不健康度が上がるというデータも出ている。そういう原理的なものは押さえておいた方がいい。農薬と健康や生物多様性に関係する問題も、環境に配慮する製品ができ大きく改善されているようであるが、この問題は終わったのではなくて、今でもいろいろあるといった訴えが随分あったし、そういう市民の意見はかなり強く、上手に取り込んでいく必要がある。

●原副会長 第3章で文化の扱いが弱い。第6章以降、伝統的里山云々とかいろいろ出てくるが、その裏づけとなる第3章の扱いとしては弱い。その辺と絡めて、今のような問題もうまくおさめると、しっくりくるのではないか。

●大澤会長 事務局でその辺、工夫してほしい。

●吉田委員 第4章の原則については、1つは、科学的根拠に基づいて保全や回復をしなければいけないという原則。それから、生息域外の保全、つまり植物園とか動物園よりも生息域内保全、現地での保全、その生息地における保全を優先すべきであるという原則。3番目は、点ではなくて面として保全、回復する、ネットワーク化する必要があるという原則。ピンポイントでとか、絶滅危惧種1種だけではなくて、その生態系の中でネットワークとして保全・回復するという意味です。あとは、手法に関するのですが、情報共有と県民参加の原則というのが4番目。5番目が、モニタリングと順応的管理の原則。

●長谷川委員 第4章には、人の生命と健康、文化を保全するといった部分の原則が明確にうたわれてしかるべきではないか。

この地域の生物多様性と人間の健康、生命をきちんと保全することを通じて、この地域での人間活動がほかの地域に迷惑をかけないという部分が必要。ほかの地域の森林破壊とか残土をよその県にもっていくとか、千葉県はほかの地域といろいろかかわっている。そういう視点がないと、生物多様性の保全、地域戦略が千葉県でできたときに、隣の茨城や群馬でもできると思うが、地域間で連携していくことが大事。

●羽山委員 域外保全より域内保全を優先することを原則に掲げるのはどうか。進化を保証するということを冒頭に、多様性とは何かというところでうたっているから、域外保全が優先されることはあり得ない。そもそも域外保全は域内保全を補完するために欠かせない手法という位置づけで認識すべきで、対立的な意味合いで原則に掲げるのはどうか。

点から面へというか、生態系の連続性を確保するというのはいいと思うが、先ほど来、生態系ごとに目標を掲げて、あるいはゾーニングといったところが手法として提案されているので、このあたりはむしろ原則として明確に掲げた方がいい。

もう1点大事なのは統合だと思う。統合的に管理していくというあたり。第7章では情報の統合管理、拠点づくりということで統合という言葉が出てくるが、施策も含めて、あるいは実行組織も含めて統合というのは重要なキーワードになる。原則に加えるべき。

●大澤会長 周りに迷惑をかけないというのは当たり前で、必要ないのではないか。

●長谷川委員 当たり前のことができていれば問題ないと思うが。

- 大澤会長 生物多様性にかかわる原則としてそういう言葉が必要か。
- 長谷川委員 3章での話が原則の中に入らないのはまずいのではないか。当てはまる
ところがあれば考慮してほしい。
- 親泊委員 7章の実施体制の整備で、それを実際に実行する際に思想としてもっている
べき考え方だ。だから、実施体制の整備のところを、まだばらばらにリストされている
ので、その辺を活動のネットワーキングというので人的なネットワーク、情報ネットワー
ク、財源とか思想のネットワークとか、そういうのが並べられると思う。その中で長谷川
委員の言ったことが入ってこれるのではないか。
- 原副会長 この科学的根拠の言葉の中に、この後でいろいろ情報の問題が出てくるが、
きちんとした情報に基づいた科学的な施策、そういったアプローチをしてほしい。そうい
った基本的な生物の情報をきちんとおさめるということで、それを県民に向けて公開なり
共有することでの参加を図るといふ、その辺をうまく織り込んでいただけたらと思う。
- 大澤会長 それは先ほどの情報共有というところで。
- 原副会長 後段のところは情報共有のところがいいと思う。科学的根拠のところでは情
報を強調したらと思う。
- 吉田委員 文化的なものが大事という話もあるので、科学的根拠と伝統的な知恵とか、
そういうのに基づいて保全、回復すべきだとか、そういうのを入れるといい。
- 大澤会長 伝統知。
- 吉田委員 そう。生物多様性条約の中でもそういったものが最近重視されてきている。
生息域内保全は当たり前だからいいではないかというのは、これは除いてもいいと思う。
その分、3番目にいったもの、特定の狭い地域とか、特定の種とかに着目するのではなく
て、生態系のつながりというレベルで保全、回復していこうという意味合いにこの2番目
がなれば、最初にいたかった部分も入る。
- 大澤会長 生態系保全。
- 吉田委員 そう。
- 大澤会長 もう一度繰り返すと、科学的根拠と伝統知。2番目が生態系保全。3番目
が面的な保全という形。空間的な方はそこに。4番目が情報共有、広報、普及も入る。
- 羽山委員 1種類だけを保全することは現実的にあり得ないので、吉田さんが言う意
味は理解した上で、特定の種を保全することが実は、それはアンブレラや象徴種であつた
りすることが、むしろ地域の保全につながるということも今まで経験してきているから、

余り特定の種だけをというところを強調する必要はないと思う。

●吉田委員 例え、ホテルなどもいい意味で目標として設定されればいいが、例えばゲンジボタルがいた場所でないところでゲンジボタルを目標にしてしまうとか、特に自然再生の場合には手段が目標になってしまうことがよくある。いい目標を設定して、それに近づけていくようにという、そういう言い方に変えられるのであれば、替えてもいい。

●田畑オブザーバー 原則というのは、5章の目標をうたうための前提になる。4章で文言を選ぶときは、下につながるように考えた方がいい。

●大澤会長 情報共有までよろしいか。次がモニタリングと順応的管理。統合的保全というのは、統合的アプローチか。そういうことでいいか。そうすると、今の6つになる。

●長谷川委員 5章の1 2 3と今の6つのことを考えると、すべて1の目標にかかわるように見える。2と3の部分が原則のところ弱い。先ほど人の生命と健康、文化を保全するというのは、原則として悪くないと思う。そうすると、3のところにつながる。今議論されていたのは、作業するときの原則というイメージの部分と、理念としての原則とが混在している感じがしていて、理念的なことではないならば了解するし、理念的なことも考えるべきということならば、その上での整合性のある原則を議論した方がいい。

●羽山委員 むしろ5章が前にあって、本来目標を掲げて、それを実現するためには、どういう原則かという並びの方が自然ではないか。

●長谷川委員 だから逆の方がいい。

●田畑オブザーバー 両方ある。

●大澤会長 その原則をどのレベルの原則かというのを区別しないといけない。普通目標といえば大目標です。それを実践するための原則があるわけだが、ただ、これの場合には、その前に生物多様性の現状とそういうものについてずっと現状認識をする。それに基づいて、まず原則を立てようという意味だと思う。だから、必ずしも技術的な原則ではなくて、それに立ったときにどういう目標を設定するかという。

●羽山委員 例え、生物多様性を保全する考え方として、第2章のあたりで多様性とは何か、それを守るとはどういうことかという整理の方が。多様性を定義した上で、それを守ることはどういうことなのか。どういう考え方で守るべきなのか。

●大澤会長 それはちょっと広過ぎる。千葉県を踏まえないと。

●羽山委員 混在しているという指摘は、そういう意味ではないか。考え方の部分と技術的な原則の部分があるということだと思う。分けてもいいかもしれない。

- 大澤会長 原則と目標が並んでいると、混乱を来すという意味か。
- 親泊委員 生物多様性の保全にかかわる原則となると、例えばいかなる命も大小にかかわらず尊いだとか、あるいは命をはぐくむ環境を大事にする、もっと大きな、あるいは生命のコンティニューイティーを大事にするとか、そういう原則があつて、それを守っていくための目標として、科学的根拠と伝統的な知恵に基づく保全とかになっていく。だからプリンシパルはもっと大前提というか、それを二、三押さえてというのではないか。
- 大澤会長 その初めの方の部分だったら、第2章のところにくっついていいと思う。原則と目標と2つつくるからいけないのではないか。
- 親泊委員 やはりあつた方がいいかもしれない。
- 長谷川委員 タウンミーティングの印象だが、生き物のことしかやらないのかというようになってしまって、浸透しにくいという部分があつて、ですから、考え方の大前提、親泊先生がいったことを事務局の方で整理して、できるだけ前の方に入れて、個々の原則は行動規範とか具体的な保全をするときのルールみたいな、そのようにしてもらえばいい。
- 大澤会長 全体8章のうちのほぼ半分を議論したが、時間切れです。一番大事なところなので、簡単に結論を出すことはできない。次回の委員会でここ以降について議論を進めることでよろしいか。

(一同うなずく)

そうすると、多分、もう一回委員会を加えないといけないかと思う。

- 田畑オブザーバー 生物多様性戦略にかかわるプロジェクトが、項目としてどのぐらいあつて、それが事業として手をつけたのか、その整理をした方がいい。これから先、また具体的に10ヵ年とか、中長期とか何か、いろいろいわれているが、やってきたもの、すぐやらなければならないもの、考えて調査してやるもの、そのように分けてプログラムをつくらなければ意味がない。その辺の資料整理を事務局でやってほしい。特に第8章、具体的プロジェクト、本当にこんなのでいいのかということもある。
- 大澤会長 参考資料的なことは、きょうの発表や前回のものもあるし、その辺のところまでを踏まえて一応つくって。
- 田畑オブザーバー それで整理してほしい。新しく何かやれという意味ではない。

[傍聴者からの意見]

- 傍聴者 文化的な部分をとの議論があつたが、かなり生々しい部分を入れてほしい。

そうしないと共感が広がっていかない。

日本は人格よりも産業を優先してきたところがあって、例えば生物多様性を脅かすような問題が生じて、それが悪影響があるのかファジーの場合は開発を進めてしまうが、悪影響がないことが証明されるまで開発はとどまってもらいたい。そういうのを1つの原則に。

●傍聴者 最初、民間の方に里山センターという組織を全部、民主体でやってくれという投げかけがあったが、引き受ける人がいなかった。今、非常に少ない額の助成金をいただいている。来年からはなくそうかという論議をしている。これでいいのか。それをこのような場で専門家の方々にいろいろな分野での進め方についての原則論を話してほしい。

生物多様性、経済とか成長とか産業とかに対する対立概念みたいな形でとらえられていると思うが、その辺が生活者としての県民から見ると浮いている。何かつなぐものがないな、こんな感じがしている。それをぜひつなげる基本施策に入れることをお願いしたい。

●傍聴者 日本語は豊かな自然を語源にして、豊かな表現、的確な表現をいっぱいもっている。これらのもとになっている生物の多様性が失われれば、その語源がなくなり、共通の認識もなくなるし、言葉が通用しなくなる。豊かな日本語、的確な日本語を千葉県において子孫に残していける、そのことを守るためにも、生物の多様性を大事にしたい。

●傍聴者 タウンミーティングが南総地域で2カ所ぐらいしかなかったが、その理由は。

●事務局 タウンミーティングは、実行委員会の方々に組織をしてやってきたが、なかなかそこで組織していただく方がいなかった。

●大澤会長 今の議論を踏まえて、現状と動機づけというところの1、2、3とあるが、これに例えば文化の部分の部分を独立させるとか、文化と多様性というかそういう側面を入れるか、あるいは基本方針のところの4章、5章、もう1つ例えば章を立てて、生物多様性と生活とか、そのような章立てを加えた方がいい。特に傍聴の方々の強調された部分は、生物多様性にかかわる何とかという中に押し込んでしまうのは、無理という印象を受けた。その辺を検討して、次回、さらに議論したらどうか。

●事務局 次回は、この議論の続きで、1月15日を予定している。改めてもう一度、2月か、3月になろうか、最後にまとめの委員会を開かせていただきたい。

——了——